

## 障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業者に対し、次のとおり障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定の全部の効力の停止を行いました。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名称 一般社団法人こらぼ
- (2) 代表者氏名 代表理事 高橋 春美
- (3) 法人所在地 福島市鳥谷野字館 47 番地の 1

### 2 対象事業所

- (1) 事業所名称 こらぼステーション
- (2) 事業所所在地 福島市鳥谷野字館 47 番地の 1
- (3) 事業所番号 0710102088
- (4) サービス種類 居宅介護、重度訪問介護

### 3 処分の内容

指定の全部の効力の停止

### 4 処分の期間

令和 4 年 3 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

### 5 処分理由

#### 【居宅介護】

- (1) 運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 4 号）

無資格者によるサービス提供が行われ、無資格者がサービス提供を行った際に、サービス提供記録に資格のある者の氏名を記載し、虚偽の書類を作成した。

- (2) 不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）

無資格者によるサービス提供を行い、不正に介護給付費を請求し受領した。

(3) 法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

指定居宅介護と一体的に運営する介護保険サービスの指定訪問介護において、不正に介護報酬を請求し受領した。

**【重度訪問介護】**

(1) 法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

指定重度訪問介護と一体的に運営する指定居宅介護及び介護保険サービスの指定訪問介護において、不正に介護給付費及び介護報酬を請求し受領した。

6 事業者に対する経済上の措置

本件で認定している不正請求に対し、返還金の徴収を求めることとする。